30025

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和　６年　４月　１日　至　令和　７年　３月３１日）

１　医療法人の概要

（１）名　　称　　医療法人杏林会

①　□ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

（２）事務所の所在地　　山口県周南市清水２丁目３番４号

（３）設立認可年月日　　昭和６０年　２月　７日

（４）設立登記年月日　　昭和６０年　２月　７日

２　事業の概要

（１）本来業務（開設する病診療所の業務）

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード	開　設　場　所	許可病床数
診療所	佐波歯科医院	３５３１４３０１５９	山口県周南市清水２丁目３番４号	なし

（２）当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　６年　５月２５日　　第４０期事業報告及び決算の承認

令和　７年　２月２３日　　第４２期事業報告及び収支予算の決定

様式２

法人名　医療法人杏林会
所在地　山口県周南市清水２丁目３番４号

※医療法人整理番号						

財　産　目　録

（令和　７年　３月３１日現在）

１．資　産　額　52,638 千円
２．負　債　額　34,270 千円
３．純　資　産　額　18,368 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		28,143
Ｂ　固　定　資　産		24,495
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	52,638
Ｄ　負　債　合　計		34,270
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	18,368

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人杏林会

所在地　山口県周南市清水２丁目３番４号

※医療法人整理番号						

貸　借　対　照　表

（令和　７年　３月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	28,143	Ⅰ 流動負債	6,906
Ⅱ 固定資産	24,495	Ⅱ 固定負債	27,364
１ 有形固定資産	20,323		
２ 無形固定資産	305	負債合計	34,270
３ その他の資産	3,867	純資産の部	
		科目	金額
		Ⅰ 出資金	26,350
		Ⅱ 積立金	△ 7,982
		純資産合計	18,368
資産合計	52,638	負債・純資産合計	52,638

様式４－２

法人名　医療法人杏林会

所在地　山口県周南市清水２丁目３番４号

※医療法人整理番号					

損　益　計　算　書

（自　令和　６年　４月　１日　　至　令和　７年　３月３１日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　事　業　損　益	
Ａ　本来業務事業損益	
１　事　業　収　益	70,849
２　事　業　費　用	71,094
本来業務事業損失	245
Ⅱ　事業外収益	915
Ⅲ　事業外費用	491
経　常　利　益	179
Ⅳ　特　別　利　益	3,305
Ⅴ　特　別　損　失	0
税　引　前　当　期　純　利　益	3,484
法　人　税　等	394
当　期　純　利　益	3,090

(注)　１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人杏林会
理事長　佐波　義明　　殿

私（注１）は、医療法人杏林会の令和６会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和７年 6 月 5 日
医療法人杏林会
監事 石川恵子

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。